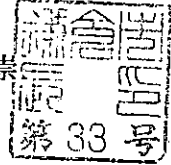


景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 2041-1 号
令和4年（2022年）3月3日

森田 晴彦 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-28 号	
土地利用類型 の 名 称	旧市街地の住宅地	
景 観 地 区	<input checked="" type="checkbox"/> 内（鎌倉景観地区） <input type="checkbox"/> 外	
行為の場所 （地名地番）	鎌倉市小町二丁目363番4	
行為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内（ <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区） <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地、避暑地として発展してきた由緒ある住宅地であり、比較的敷地規模が大きく、ゆとりのある戸建住宅が立地している。 ・近年、相続等により、戸建住宅から共同住宅への転換や、敷地分割、空地化、駐車場化といった変化、また、近代の洋館や趣のある和風住宅、樹木などの景観資源の減少が見られる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根及び外壁の色彩は基準に適合している。 ・建築物を分棟配置とし、屋根形状を勾配屋根とすることで、周囲への圧迫感を抑えている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備 考		